

平成23年1月24日制定

反社会的勢力等対応基本方針・排除宣言

ベル債権回収株式会社は、社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係遮断を図るため、政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本に、次のとおり「反社会的勢力等対応基本方針」を定めこれを遵守するとともに「反社会的勢力排除宣言」をする。

記

- 1 当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2 当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3 当社は、反社会的勢力に対し資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
- 4 当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター、弁護士など外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事・刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど毅然とした態度で対応します。

以 上